

の政策による基準や目標と整合が図られているかどうかについて評価する。国又は県若しくは関係する市町村が実施する環境の保全施策に基づく基準等には、次に示すようなものがあり、教育委員会等（必要があれば文化庁）と協議の上、これと対比して評価する。

- 文化財保護法及び愛媛県文化財保護条例
- 県及び関係する市町村の文化財保護政策

2 特定の保全対象

(1) 重要度区分（価値区分）及び保全水準の設定

選定された保全対象ごとに、各価値軸上における選定結果から重要度区分（価値区分）及び保全水準を設定し、主たる価値軸の種類と重要度の判断理由を付して保全目標の一覧表を作成する。

保全対象の重要度区分（価値区分）及び保全水準は、一般的には、次のとおりである。

なお、指定文化財そのものについては、現況のまま保全することを評価の基本とするとともに、景観や環境等の影響についての評価に当たっては、指定文化財の内容によって保存に影響を与える要因（指定文化財と周辺環境の不調和、展望の阻害、生息環境の悪化等）も異なってくることから、対象となる指定文化財に応じて適切な評価基準を設定する。

重要度区分	保 全 水 準
Aランク	努めて保全（厳正保護）
Bランク	相当程度保全（適正保全）
Cランク	影響を努めて最小化（維持努力）

17-6 環境保全措置

1 環境保全措置の検討

環境保全措置に関しては、指定文化財そのものについては現況のまま保全することを基本とし、教育委員会（必要があれば文化庁）との協議を踏まえた上で、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う文化財及び埋蔵文化財包蔵地への影響を可能な限り回避・低減するための措置を検討する。

環境保全措置は、対象事業の計画策定の過程又は環境影響評価の結果を基に、文化財及び埋蔵文化財包蔵地への影響を回避・低減するための措置として検討する。また、その結果として、影響の回避・低減の程度を明確にすることが重要である。

環境保全措置の具体例を次に示す。

- 区域、造成計画の変更等により、直接改変域から外す。
- 現地に保存する。
- 文化財に及ぼす影響が少ない工法を選択する（施設の高さを押さえる。施設の屋根等を史跡・文化財の雰囲気に合わせてなど）。
- 工事により影響を受けた史跡・文化財及びその周辺の整備を行う。
- 工事現場を仮設施設で修景する。
- 記録をとり、他の場所に移転あるいは移築する。

2 検討結果の検証

環境保全措置の内容について次の観点から検討を行い、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う文化財及び埋蔵文化財包蔵地への影響が可能な限り回避・低減されているかを検証する。

(1) 環境保全措置についての複数案の比較検討

(2) 実行可能なより良い技術が取り入れられているかの検討

複数案の比較に当たっては、実行可能性と技術的信頼性等に係る適切な比較項目を設定し、必要に応じてマトリックス評価表等を作成することによって、優劣又は順位付けができるように工夫する。

○環境保全措置の実施に当たり、法令等の基準に照らして問題がないこと。

○移植場所等の用地が確保できるなど物理的にみて事業者が実施可能であること。

17-7 事後調査

1 事後調査の項目

事後調査の項目は、環境影響評価の項目を基本とする。ただし、環境影響評価の結果、環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合は、当該項目を削除するものとする。

2 事後調査の手法

事後調査の手法は、教育委員会（必要があれば文化庁）、学識経験者等の意見を参考に決定する。

3 事後調査の期間等

事後調査期間は、教育委員会（必要があれば文化庁）、学識経験者等の意見を参考に決定する。

4 事後調査結果の検討

事後調査の結果は、予測及び評価の結果と比較検討する。これらの結果が著しく異なる場合は、その原因を検討、究明する。

また、事後調査結果を検討した結果、文化財及び埋蔵文化財包蔵地への影響が大きいと判断された場合は、新たな環境保全措置の検討を行う。